

福島労働局からのお知らせ

I イベント・行事

1 労働基準部

1. 安全衛生に係る厚生労働大臣表彰伝達式

担当：健康安全課 小西 電話：024-536-4603

資料No.1

厚生労働省では、毎年、全国安全週間（7月1日～7日）の時期に、安全衛生に関する水準が優秀で他の模範と認められる事業場や、長年にわたり地域、団体又は関係事業場の安全衛生水準の向上発展に多大な貢献をした功績者などに対して、厚生労働大臣表彰を行っています。

厚生労働本省は、6月16日（月）に本年度の受賞者を発表しました。

本県関係の下記受賞者に対し、厚生労働大臣奨励賞及び功績賞の表彰伝達式を下記のとおり行います。

- 奨励賞受賞者
○大日ケミカル株式会社 （化学工業）
所在地：福島県いわき市常磐下船尾町杭出作2 3 - 1 1
- 功績賞受賞者
○佐久間 文隆
地方じん肺診査医
- 日時
令和7年7月2日（水） 午後2時00分から
- 会場
福島第二地方合同庁舎 1階共用会議室 福島市花園町5 - 4 6
- 詳細は、別添の公表資料をご参照ください。

2 職業安定部

1. ユースエール認定企業に対する認定通知書の交付

担当：職業安定課 松尾・山下 電話：024-529-5396

「青少年の雇用の促進等に関する法律（若者雇用促進法）」に基づき、若者の採用・育成に積極的で、離職率・有給休暇取得実績などが一定水準を満たしており、若者の雇用管理状況などが優良な中小企業を認定する「ユースエール認定企業」に、次の企業を認定しました。

- 交付式日時 令和7年7月16日（水）14:00予定
- 会場 福島第二地方合同庁舎1階共用会議室
- 認定企業
 - 相馬共同火力発電株式会社（火力発電による電力卸供給業）
所在地 相馬市中村字塚ノ町65-16
従業員（常用労働者）数 177名
【認定年月日 令和7年5月19日】
 - 富久泉工業株式会社（土木建設工事業）
所在地 福島市仁井田字谷地南15番地
従業員（常用労働者）数 31名
【認定年月日 令和7年6月4日】
 - 株式会社野地組（土木建設工事業）
所在地 二本松市油井字赤坂山27番地
従業員（常用労働者）数 60名
【認定年月日 令和7年6月11日】

2 職業安定部

2. 「令和7年度 福祉の職場合同就職説明会～福祉のおしごとマルシェ～」が開催されます

資料No.2

担当：職業対策課雇用指導係 佐藤 電話：024-529-5463

福祉の職場の人材確保を図るため、福島県社会福祉協議会福祉人材センター主催、福島労働局・県内ハローワーク共催により「福祉の職場合同就職説明会」が開催されます。

【実施内容】

県内4会場で参加法人と求職者等が直接面談する「合同就職説明会」を開催します。また、福祉の職場を知りたい方に対する就職相談コーナー等も設けて、福祉分野の就職に対する総合的な支援な支援を行います。

- ①いわき会場：令和7年7月6日（日）いわき産業創造館LATOV
- ②郡山会場：令和7年7月13日（日）ビッグパレットふくしま
- ③福島会場：令和7年7月19日（土）コラッセふくしま
- ④会津会場：令和7年7月26日（土）会津アピオスペース

（※全て開催時間は13：00～15：30）

※当日は、「ハローワークコーナー」を設け、来場者（求職者）への求人情報提供や個別職業相談を行います。

3 雇用環境・均等室

1. 年次有給休暇の取得促進について

担当：企画調整係 安保 電話：024-536-2777

資料No.3

年休にとって楽しい夏休みを！

- 厚生労働省では、年次有給休暇（以下「年休」という。）の取得しやすい時期を捉え、その環境整備を進めており、年休取得の社会的な機運の醸成を図るため、ポスター及びリーフレットを活用した広報を行っています。



3 雇用環境・均等室

2. 「えるぼし認定」認定通知書交付式を開催します。

担当：雇用環境・均等室 指導係 菅野 電話：024-536-4609

福島労働局は下記企業から申請を受けた「女性活躍推進法に基づく基準適合一般事業主認定」について審査した結果、5つ全ての認定基準を満たしていることから「第3段階」に認定しました。

つきましては、認定通知書交付式を下記日程により開催します。

○えるぼし認定企業

企業名	所在地	認定年月日
株式会社 日進堂印刷所	福島市	令和7年5月13日

○認定通知書交付式

日時 令和7年7月10日（木）午後2時

会場 福島第二地方合同庁舎 1階会議室（福島市花園町5-46）

3 雇用環境・均等室

3. 「くるみん認定」認定通知書交付式を開催

担当：雇用環境・均等室 伊藤 電話：024-536-4609

福島労働局は、次世代育成支援対策推進法に基づき、従業員の子育て支援に積極的に取り組んでいる企業（子育てサポート企業）を認定する「くるみん認定」に、下記の企業を認定し、認定通知書交付式を開催いたします。

○くるみん認定企業

- ・医療法人 松尾会（いわき市）

【令和7年5月26日認定】

- ・社会福祉法人 安積福社会（郡山市）

【令和7年6月12日認定】

- ・株式会社 東北村田製作所（郡山市）

【令和7年5月26日認定】

○認定通知書交付式

日時 令和7年7月24日（木） 午後2時00分から

会場 福島市花園町5-46 福島第二地方合同庁舎 1階会議室



1 雇用環境・均等室

1. 「労働施策総合推進法」及び「男女雇用機会均等法」、「女性活躍推進法」が改正されました。

担当：雇用環境・均等室 矢吹 電話：024-536-4609

資料No.4

令和7年6月4日に開かれた第217回通常国会において「労働施策総合推進法」及び「男女雇用機会均等法」、「女性活躍推進法」改正案等が可決されました。今回の主な改正事項については、以下のとおりです。

①「労働施策総合推進法」・「男女雇用機会均等法」改正事項

(施行日：公布後1年6か月以内の政令で定める日)

「カスタマーハラスメント」「就活ハラスメント」に対するハラスメント防止措置の義務化等。

②「女性活躍推進法」改正事項 (施行日：令和8年4月1日～)

従業員数101人以上の企業における、「男女間賃金差異」及び「女性管理職比率」の情報公表の義務化等。



○厚生労働省HP



ハラスメント裁判事例、他社の取組など
ハラスメント対策の総合情報サイト

あかるい職場応援団

1 労働基準部

1. 県内労働災害発生状況

担当：健康安全課 大内 電話：024-536-4603

令和7年（5月）の災害発生状況を取りまとめました。

業種別	年別	令和7年		前年同期		対前年比（死傷者数）	
		死傷者数	うち死亡者数	死傷者数	うち死亡者数	増減数	増減率（%）
全業種合計		777	7	713	3	64	9
製造業小計		169	1	142	0	27	19
鉱業小計		6	0	1	0	5	500
建設業小計		99	2	123	2	-24	-19.5
運輸交通業小計		96	0	94	1	2	2.1
貨物取扱業小計		6	0	6	0	0	0
農林業		24	1	12	0	12	100
畜産・水産業		14	0	8	0	6	75
上記以外の事業小計		363	3	327	0	36	11
	商業	135	0	112	0	23	20.5
	金融広告業	5	0	4	0	1	25
	保健衛生業	88	0	77	0	11	14.3
	接客娯楽業	61	2	48	0	13	27.1
	清掃・と畜業	29	1	60	0	-31	-51.7
	上記以外の事業	45	0	26	0	19	73.1



担 当	福島労働局 労働基準部
	健康安全課長 齋藤 勝
	課長補佐 小西 陽一
	電話 024-536-4603 (直通)

安全衛生に係る厚生労働大臣表彰の受賞者が決定（本県関係）

－ 7 月 2 日 福島労働局において表彰伝達式を行います－

厚生労働省では、毎年、全国安全週間（7月1日～7日）の時期に、安全衛生に関する水準が優秀で他の模範になると認められる事業場や、長年にわたり地域、団体又は関係事業場の安全衛生水準の向上・発展に多大な貢献をした功績者などに対して、厚生労働大臣表彰を行っています。

厚生労働省は、令和7年度の受賞者を6月16日（月）に発表しました。
本県関係の受賞者は以下のとおりです。

【奨励賞】

安全衛生に関する水準が優秀で、他の模範になると認められる事業場に対する表彰

だいにち かぶしきがいしゃ
大日ケミカル株式会社 様

【功績賞】

安全衛生活動において指導的立場にあり、地域、団体、関係事業場の安全衛生水準の向上・発展に多大な貢献をした個人に対する表彰

さくま ふみたか
佐久間 文隆 様

《表彰伝達式》

福島労働局（局長 岡田直樹）では、受賞者に対する厚生労働大臣表彰の伝達式を次の日程で行います。

日 時：令和7年7月2日（水） 午後2時00分から

会 場：福島第二地方合同庁舎 1階共用会議室

（福島市花園町5－46）

参考１：受賞者及び受賞理由

【奨励賞】 大日ケミカル株式会社 様

平成 15 年 3 月から 200 万時間を超えて無災害を継続しており、また新規業務の受託や設備変更を行った際のリスクアセスメントを毎週曜日を決めて実施し、リスクアセスメント実施後は対策を検討し、設備改善や安全教育を実施するなど、計画的かつ継続的に、職場のリスクを低減させる取り組みが活発であると認められました。

その他、安全衛生委員会（毎月開催）では、委員長である代表取締役から、不安全な状態や行動を取り除くことが労働災害を防止する上で重要であることや、「イエル」と「キケル」（注）を実践し、不安全な状態や行動を「見える化」することについて繰り返し周知するなど、安全衛生意識の高揚のための取り組みが活発で他の模範であると認められました。

（注） 「イエル」は、上司・先輩であっても危険なことや改善した方が良いことについて遠慮なく言うこと、「キケル」は、他の労働者が気付いた危険性について周知された際、素直に耳を傾けること、とされています。

【功績賞】 佐久間 文隆 様

平成 18 年から今日まで 18 年以上にわたり、地方じん肺診査医の職務に就き、粉じん作業従事者のじん肺管理区分（注）の決定に関し、医学上の専門的な知見を活かして正確かつ迅速な判断を行い、事業者や粉じん作業従事者が行う適正な健康管理の推進に多大な貢献をしたものとして、その功績が認められました。

（注） じん肺管理区分は、管理 1 から管理 4 までの 4 段階に区分され、粉じん作業従事労働者の健康管理（定期的な健康診断の実施、作業転換の推進の措置等）を行うための基礎となる区分です。

参考２：本県の厚生労働大臣表彰受賞歴

年度	優良賞	奨励賞	功労賞	功績賞	安全衛生推進賞
28				1	1
29		1			
30				1	1
元				2	
2				1	1
3				1	
4	1	2			
5				1	
6		1		1	
7		1		1	

参考３：令和７年度厚生労働大臣表彰受賞事業場・受賞者数【全国】

- (１) 優良賞（１３事業場）
安全衛生に関する水準が特に優秀で、他の模範と認められる事業場
- (２) 奨励賞（１３事業場）
安全衛生に関する水準が優秀で、他の模範になると認められる事業場
- (３) 功労賞（１名）
長年、労働安全衛生に尽くし、日本の安全衛生水準の向上・発展に多大な貢献をした個人
- (４) 功績賞（２３名）
安全衛生活動の指導的立場にあり、地域、団体、関係事業場の安全衛生水準の向上・発展に多大な貢献をした個人
- (５) 安全衛生推進賞（５名）
長年、安全衛生関係の業務に従事し、地域、団体、関係事業場の安全衛生水準の向上・発展に多大な貢献をした個人

○その他

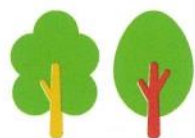
- (１) 取材に関する事前の連絡は不要です。会場入口で「受付表」への記入をお願いします。

参加費
無料

予約
不要

福祉の

おしごとマルシェ



福祉は、

未来をあたためる仕事です！



高齢

障がい

保育

児童

いわき会場

7.6 (日)

いわき産業創造館LATOV

郡山会場

7.13 (日)

ビッグパレットふくしま

福島会場

7.19 (土)

コラッセふくしま

会津会場

7.26 (土)

アピオスペース

社会福祉法人 福島県社会福祉協議会

福島県福祉人材センター／福島県保育士・保育所支援センター

【お問い合わせ】 024-521-5662

共催：厚生労働省福島労働局、全国社会福祉協議会、県内ハローワーク（公共職業安定所）、
公益財団法人介護労働安定センター福島支部

後援：厚生労働省、福島県保育所（園）・認定こども園協議会、福島県認定こども園協会、
福島県保育者養成校連絡会、福島民報社、福島民友新聞社、NHK福島放送局、福島テレビ、
福島中央テレビ、テレビユー福島、福島放送、ラジオ福島、ふくしまFM

福祉のおしごとマルシェでは何ができる？

入退場フリーの説明会です。

個別相談もできます。※面接は行いません！

雇用保険受給者は求職活動実績になります。



すべての会場は、下記の時間で開催します

13:00

～

13:30

県内法人のPRタイムが聞ける！

「伝えたい！法人の魅力 働く職員からのメッセージ」

参加施設・事業所が福祉・介護の仕事をPRします！

法人の魅力は？どんな仕事があるの？など気になる情報が聞けるチャンス！

13:30

～

15:30

法人担当者と直接話せる！

「無資格・未経験で働けるの？」「短時間勤務で働きたい！」など個別に相談することができます。どのブースをまわったらよいか迷ってしまったときは、福祉人材 センターブースでご相談ください！

13:30

～

15:30

介護機器を体験できる！（郡山・福島・いわき会場のみ）

ロボットやAIなどのテクノロジーが介護業界で普及しつつあります。パワーアシストスーツなど最新の介護機器をぜひ体験してください！（協力：ふくしま介護生産性向上支援センター）

参加法人を
事前にチェック！



県内の福祉法人の
魅力が分かる

＼フクシまるっとしごとサイト／



保育士さんの働き方を
応援するサイト

＼ふくしま保育ナビ／



もっと自分らしい 働き方 休み方

Refresh!

年休とって
楽しい
夏休みを！



年次有給休暇 を上手に活用し 働き方・休み方を見直しましょう

- 「年次有給休暇の計画的付与制度」を導入しましょう。
- 年次有給休暇付与計画表による個人別付与方式を活用すれば休暇の分散化にもつながります。

厚生労働省 | 都道府県労働局 | 労働基準監督署

働き方・休み方改善ポータルサイト <https://work-holiday.mhlw.go.jp/>

年次有給休暇取得促進特設サイト



年休取得促進
特設サイト▶



もっと自分らしい 働き方 休み方

年次有給休暇 を上手に活用し 働き方・休み方を見直しましょう

年次有給休暇の計画的付与制度を導入しましょう。

「年次有給休暇の計画的付与制度」とは、年次有給休暇の付与日数のうち5日を除いた残りの日数について、労使協定を結べば、計画的に休暇取得日を割り振ることができる制度です。この制度の導入によって、休暇の取得の確実性が高まり、労働者にとっては予定していた活動が行いやすく、事業主にとっては計画的な業務運営に役立ちます。

①日数 付与日数から5日を除いた残りの日数を計画的付与の対象にできます。

例1 年次有給休暇の付与日数が10日の労働者

5日	5日
事業主が計画的に付与できる	労働者が自由に取得できる

例2 年次有給休暇の付与日数が20日の労働者

15日	5日
事業主が計画的に付与できる	労働者が自由に取得できる

◎前年度取得されずに次年度に繰り越された日数がある場合には、繰り越し分を含めた付与日数から5日を引いた日数を計画的付与の対象とすることができます。

②活用方法 企業、事業場の実態に合わせたさまざまな付与の方法があります。

方式	年次有給休暇の付与の方法	適した事業場、活用事例
一斉付与方式	全従業員に対して同一の日に付与	製造部門など、操業を止めて全従業員を休ませることのできる事業場などで活用
交替制付与方式	班・グループ別に交替で付与	流通・サービス業など、定休日を増やすことが難しい企業、事業場などで活用
個人別付与方式	個人別に付与	年次有給休暇付与計画表により各人の年次有給休暇を指定

年次有給休暇の計画的付与に関する労使協定の例（個人別付与方式の場合）

〇〇株式会社と〇〇労働組合とは、標記に関して次のとおり協定する。

- 当社の従業員が有する〇〇〇〇年度の年次有給休暇(以下「年休」という。)のうち5日を超える部分については、6日を限度として計画的に付与するものとする。
なお、その有する年休の日数から5日を差し引いた日数が6日に満たないものについては、その不足する日数の限度で特別有給休暇を与える。
- 年休の計画的付与の期間及びその日数は、次のとおりとする。
前期＝4月～9月の間で3日間 後期＝10月～翌年3月の間で3日間
- 各個人別の年休付与計画表は、各期の期間が始まる2週間前までに会社が作成し、従業員に周知する。
- 各従業員は、年休付与計画の希望表を、所定の様式により、各期の計画付与が始まる1か月前までに、所属課長に提出しなければならない。
- 各課長は、前項の希望表に基づき、各従業員の休暇日を調整し、決定する。
- 業務遂行上やむを得ない事由のため指定日に出勤を必要とするときは、会社は組合と協議の上、前項に基づき定められた指定日を変更するものとする。

〇〇〇〇年〇月〇日

〇〇株式会社 代表取締役 〇〇〇〇

〇〇労働組合 執行委員長 〇〇〇〇

時間単位の年次有給休暇を活用しましょう。

年次有給休暇の付与は原則1日単位ですが、労使協定を結べば、年5日の範囲内で、時間単位の取得が可能となります。労働者の様々な事情に応じた柔軟な働き方・休み方に役立ちます。

〈労使協定で定める事項〉

① 時間単位年休の対象労働者の範囲

対象となる労働者の範囲を定めてください。一部の者を対象外とする場合には、「事業の正常な運営を妨げる場合」に限られます。

② 時間単位年休の日数

1年5日以内の範囲で定めてください。

③ 時間単位年休1日分の時間数

1日分の年次有給休暇が何時間分の時間単位年休に相当するかを定めてください。1時間に満たない端数がある場合は時間単位に切り上げてください。(例) 所定労働時間が1日7時間30分の場合は8時間となります。

④ 1時間以外の時間を単位として与える場合の時間数

2時間単位など1日の所定労働時間数を上回らない整数の時間単位を定めてください。

●就業規則や労使協定のモデルは、「年次有給休暇取得促進特設サイト」をご覧ください。

労働基準法が改正され、2019年4月から年5日間の年次有給休暇を確実に取得させることが必要となっています。

注) 時間単位の年次有給休暇の取得分については、確実な取得が必要な5日間から差し引くことはできません。

ハラスメント対策・女性活躍推進 に関する改正ポイントのご案内

資料No.4

I：ハラスメント対策強化に向けた改正ポイント

- **カスタマーハラスメントや、求職者等に対するセクシュアルハラスメントを防止するために、雇用管理上必要な措置を講じることが事業主の義務となります！**
(施行日：公布後1年6か月以内の政令で定める日)

カスタマーハラスメント対策の義務化

- カスタマーハラスメントとは、以下の**3つの要素をすべて満たすもの**です。
 - ①顧客、取引先、施設利用者その他の利害関係者が行う、
 - ②社会通念上許容される範囲を超えた言動により、
 - ③労働者の就業環境を害すること。
 - 事業主が講ずべき具体的な措置の内容等は、今後、指針において示す予定です。
 - ・事業主の方針等の明確化及びその周知・啓発
 - ・相談体制の整備・周知
 - ・発生後の迅速かつ適切な対応・抑止のための措置
- ※ 自社の労働者が取引先等の他社の労働者に対してカスタマーハラスメントを行った場合、その取引先等の事業主が講じる事実確認等の措置の実施に関して必要な協力が求められた際は、事業主はこれに応じるよう努めるものとされています。
- ※ カスタマーハラスメント対策を講ずる際には、当然ながら、消費者の権利等を阻害しないものでなければならず、また、障害者差別解消法の合理的配慮の提供義務を遵守する必要があります。

求職者等に対するセクハラ対策の義務化

いわゆる「就活セクハラ」

- 求職者等（就職活動中の学生やインターンシップ生等）に対しても、セクシュアルハラスメントを防止するための必要な措置を講じることが事業主の義務となります。
- 事業主が講ずべき具体的な措置の内容等は、今後、指針において示す予定です。
 - ・事業主の方針等の明確化及びその周知・啓発（例：面談等を行う際のルールをあらかじめ定めておくこと等）
 - ・相談体制の整備・周知
 - ・発生後の迅速かつ適切な対応（例：相談への対応、被害者への謝罪等）

★ これらのハラスメントに関する国、事業主、労働者、顧客等（カスタマーハラスメントのみ）の責務も明確化します。

※ カスタマーハラスメントや求職者等に対するセクシュアルハラスメントは行ってはならないものであり、**事業主・労働者・顧客等の責務**として、他の労働者に対する言動に注意を払うよう努めるものとされています。

ハラスメントのない職場の実現に向けた国の啓発活動を強化します！

改正法では、国の責務として、職場におけるハラスメントを行ってはならないことについて国民の規範意識を醸成するために、国が啓発活動を行う旨が定められました。職場におけるハラスメントについて、情報発信等の取組の充実を図ってまいります。

事例動画など役立つコンテンツを掲載

あかるい職場応援団 HP

検索

Ⅱ：女性活躍の更なる推進に向けた改正ポイント

- 令和8年（2026年）3月31日までとなっていた法律の有効期限が、令和18年（2036年）3月31日までに延長されました。
- 従業員数101人以上の企業は、「男女間賃金差異」及び「女性管理職比率」の情報公表が義務となります。

(施行日：令和8年4月1日)
- プラチナえるぼし認定の要件が追加されます。

(施行日：公布後1年6か月以内の政令で定める日)

情報公表の必須項目の拡大

- これまで従業員数301人以上の企業に公表が義務付けられていた男女間賃金差異について、101人以上の企業に公表義務を拡大するとともに、新たに女性管理職比率についても101人以上の企業に公表を義務付けます。（従業員数100人以下の企業は努力義務の対象です。）

企業等規模	改正前	改正後
301人以上	男女間賃金差異に加えて、2項目以上を公表	男女間賃金差異及び女性管理職比率に加えて、2項目以上を公表
101人～300人	1項目以上を公表	男女間賃金差異及び女性管理職比率に加えて、1項目以上を公表

※ 従業員数301人以上の企業は、①「職業生活に関する機会の提供に関する実績」から1項目以上、②「職業生活と家庭生活との両立に資する雇用環境の整備の実績」から1項目以上の、計2項目以上を公表すること、従業員数101人以上の企業は、①及び②の全体から1項目以上を公表することとされています。

プラチナえるぼし認定の要件追加

- プラチナえるぼし認定の要件に、事業主が講じている求職者等に対するセクシュアルハラスメント防止に係る措置の内容を公表していることを追加します。

※ 現在、プラチナえるぼし認定を受けている企業も、認定を維持するために、事業主が講じている求職者等に対するセクシュアルハラスメント防止に係る措置の内容を公表することが要件となりますが、今後の省令等の整備において、一定の猶予を設ける予定です。

★ このほか、女性の健康上の特性による健康課題（月経、更年期等に伴う就業上の課題）に関して、職場の理解増進や配慮等がなされるよう、今後企業の取組例を示し、事業主による積極的な取組を促していくこととしています。

お問い合わせは都道府県労働局雇用環境・均等部（室）へ

都道府県	電話番号	都道府県	電話番号	都道府県	電話番号	都道府県	電話番号	都道府県	電話番号
北海道	011-709-2715	埼玉	048-600-6269	岐阜	058-245-1550	鳥取	0857-29-1709	佐賀	0952-32-7218
青森	017-734-4211	千葉	043-221-2307	静岡	054-252-5310	島根	0852-31-1161	長崎	095-801-0050
岩手	019-604-3010	東京	03-3512-1611	愛知	052-857-0312	岡山	086-225-2017	熊本	096-352-3865
宮城	022-299-8844	神奈川	045-211-7380	三重	059-226-2318	広島	082-221-9247	大分	097-532-4025
秋田	018-862-6684	新潟	025-288-3511	滋賀	077-523-1190	山口	083-995-0390	宮崎	0985-38-8821
山形	023-624-8228	富山	076-432-2740	京都	075-241-3212	徳島	088-652-2718	鹿児島	099-223-8239
福島	024-536-4609	石川	076-265-4429	大阪	06-6941-8940	香川	087-811-8924	沖縄	098-868-4380
茨城	029-277-8295	福井	0776-22-3947	兵庫	078-367-0820	愛媛	089-935-5222		
栃木	028-633-2795	山梨	055-225-2851	奈良	0742-32-0210	高知	088-885-6041		
群馬	027-896-4739	長野	026-227-0125	和歌山	073-488-1170	福岡	092-411-4894		

受付時間 8時30分～17時15分（土日・祝日・年末年始を除く）

福島労働局長が安全パトロールを行います

福島労働局（局長 岡田直樹）では、7月1日から7日までの1週間が全国安全週間となっており、また7月が「STOP！熱中症クールワークキャンペーンふくしま」の重点取組期間となっていることから、これらの時期に合わせて、建設現場を対象とした福島労働局長による安全パトロールを実施します。

建設現場においては、死亡災害及び熱中症による労働災害が最も多く発生していることから、死亡災害発生リスクの大きい高所からの墜落・転落災害防止対策や熱中症予防対策等の実施状況を安全パトロールにより確認し、その取組を広く発信することにより、建設業界における安全意識の高揚を図ることを目的として実施するものです。

なお、本パトロールには、岡田労働局長のほか、白河労働基準監督署（署長 森合吉徳）、建設業労働災害防止協会福島県支部が同行いたします。

- ・ 日 時 令和7年7月3日（木） 午後1時30分から
- ・ 工 事 名 西郷村新庁舎建設工事
- ・ 施工場所 西白河郡西郷村熊倉折口原 40
- ・ 施 工 者 株式会社大林組東北支店

※ 取材（現地）に当たってのお願い

- パトロール時、保護帽（ヘルメット）の着用をお願いします。（保護帽を用意出来ない場合には下記アドレスあて、6月26日（木）までにご連絡ください。）
- 工事現場内では、現場管理者の指示に従って取材をお願いします。
- 集合場所は、別添・事務所案内図の現場事務所になります。
- 車両の通行・駐車は現場管理者の誘導に従って下さい。
- 現地では、福島労働局健康安全課長（齋藤勝）が取材対応いたします。
- 現場入場者を把握するため、6月26日（木）までに、下記アドレスあてに①報道機関名②出席者氏名③連絡先電話番号をお知らせ願います。

出席者等登録用アドレス：kenkouanzenka-fukushimakyoku@mhlw.go.jp

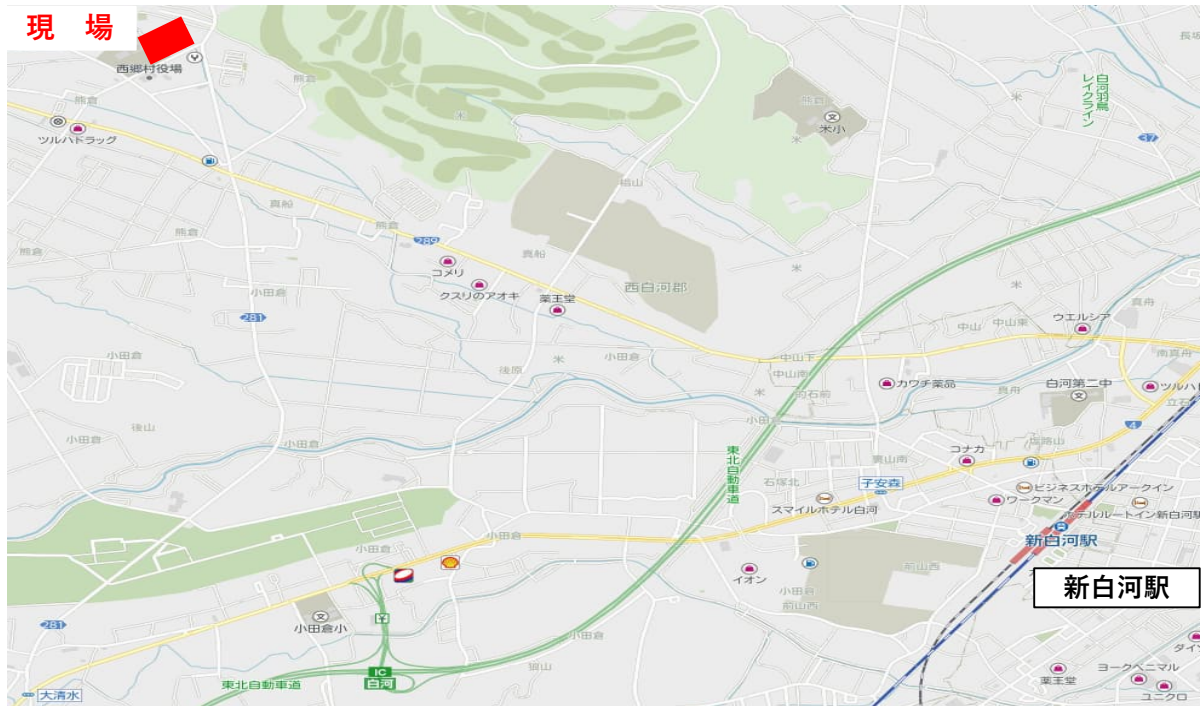


（福島労働局労働基準部健康安全課）

【現場案内図】

住所：福島県西白河郡西郷村大字熊倉字折口原43-1

(株)大林組 西郷村新庁舎工事事務所 1階会議室



第
98
回

全国安全週間

期間

令和7年7月1日(火)~7日(月)

準備
期間

令和7年6月1日(日)~30日(月)

多様な仲間と 築く安全 未来の職場

今年で98回目を迎える全国安全週間は、昭和3年に初めて実施されて以来、「人命尊重」という基本理念の下、産業界での自主的な労働災害防止活動を推進し、広く一般の安全意識の高揚と安全活動の定着を図ることを目的として、実施されてきました。

これまで、事業場では、労使が協調して労働災害防止対策が展開されてきました。この努力により労働災害は長期的には減少しておりますが、令和6年の労働災害については、死亡災害は集計開始以降最少となった前年を下回る見込みであるものの、休業4日以上死傷災害は前年同期よりも増加しており、平成21年以降、死傷者数が増加に転じてから続く増加傾向に歯止めがかからない状況となっています。

特に、高齢労働者の増加等を背景として、転倒や腰痛といった労働者の作業行動に起因する死傷災害が増加し続けており、また、死亡災害については、墜落・転落などによる災害が依然として後を絶たない状況にあります。

労働災害を少しでも減らし、労働者一人一人が安全に働くことができる職場環境を築くためには、令和5年3月に策定された第14次労働災害防止計画に基づく施策を着実に推進することが必要であり、計画年次3年目となる令和7年度においても、労使一丸となった取組が求められます。

そのため、令和7年度は、「多様な仲間と 築く安全 未来の職場」のスローガンの下、全国安全週間を実施することとしました。

主 唱 厚生労働省、中央労働災害防止協会

協 賛 建設業労働災害防止協会、陸上貨物運送事業労働災害防止協会

港湾貨物運送事業労働災害防止協会、林業・木材製造業労働災害防止協会

※裏面の「令和7年度全国安全週間実施要綱について」もご覧ください。

令和7年度全国安全週間実施要綱について（抜粋）

実施者の実施事項

1 安全衛生活動の推進

- ① 安全衛生管理体制の確立
 - ア 年間を通じた安全衛生計画の策定、安全衛生規程及び安全作業マニュアルの整備
 - イ 経営トップによる統括管理、安全管理者等の選任
 - ウ 安全衛生委員会の設置及び労働者の参画を通じた活動の活性化
 - エ 労働安全衛生マネジメントシステムの導入等によるPDCAサイクルの確立
- ② 安全衛生教育計画の樹立と効果的な安全衛生教育の実施等
 - ア 経営トップから第一線の現場労働者までの階層別の安全衛生教育の実施、特に、雇入れ時教育の徹底及び未熟練労働者に対する教育の実施
 - イ 就業制限業務、作業主任者を選任すべき業務での有資格者の充足
 - ウ 災害事例、安全作業マニュアルを活用した教育内容の充実
 - エ 労働者の安全作業マニュアルの遵守状況の確認
- ③ 自主的な安全衛生活動の促進
 - ア 発生した労働災害の分析及び再発防止対策の徹底
 - イ 職場巡視、4S活動（整理、整頓、清掃、清潔）、KY（危険予知）活動、ヒヤリ・ハット事例の共有等の日常的な安全活動の充実・活性化
- ④ リスクアセスメントの実施
 - ア リスクアセスメントによる機械設備等の安全化、作業方法の改善
 - イ SDS（安全データシート）等により把握した危険有害性情報に基づく化学物質のリスクアセスメント及びその結果に基づく措置の推進
- ⑤ その他の取組
 - ア 安全に係る知識や労働災害防止のノウハウの着実な継承
 - イ 外部の専門機関、労働安全コンサルタントを活用した安全衛生水準の向上
 - ウ 「テレワークの適切な導入及び実施の推進のためのガイドライン」に基づく、安全衛生に配慮したテレワークの実施

2 業種の特性に応じた労働災害防止対策

- ① 小売業、社会福祉施設、飲食店等の第三次産業における労働災害防止対策
 - ア 全社的な労働災害の発生状況の把握、分析
 - イ 経営トップが先頭に立つて行う安全衛生方針の作成、周知
 - ウ 職場巡視、4S活動（整理、整頓、清掃、清潔）、KY（危険予知）活動、ヒヤリ・ハット事例の共有等の日常的な安全活動の充実・活性化
 - エ 安全衛生担当者の配置、安全意識の啓発
 - オ パート・アルバイトの労働者への安全衛生教育の徹底
- ② 陸上貨物運送事業における労働災害防止対策
 - ア 荷台等からの墜落・転落防止対策、保護帽の着用
 - イ 荷主等の管理施設におけるプラットフォームの整備、床の凹凸の解消、照度の確保、混雑の緩和等、荷役作業の安全ガイドラインに基づく措置の推進
 - ウ 積み卸しに配慮した積付け等による荷崩れ防止対策の実施
 - エ 歩行者立入禁止エリアの設定等によるフォークリフト使用時の労働災害防止対策の実施
 - オ トラックの逸走防止措置の実施
 - カ トラック後退時の後方確認、立入制限の実施
- ③ 建設業における労働災害防止対策
 - ア 一般的事項
 - （ア）「木造家屋等低層住宅建築工事墜落防止標準マニュアル」に基づく足場、屋根・屋上等の端、開口部、はしご・脚立等からの墜落・転落防止対策の実施、フルハーネス型墜落制止器具の適切な使用
 - （イ）足場の点検の確実な実施、本足場の原則使用、「手すり先行工法等に関するガイドライン」に基づく手すり先行工法の積極的な採用
 - （ウ）職長、安全衛生責任者等に対する安全衛生教育の実施
 - （エ）元方事業者による統括安全衛生管理、関係請負人に対する指導の実施
 - （オ）建設工事の請負契約における適切な安全衛生経費の確保
 - （カ）掘削工事における適正な施工計画、作業計画の作成及びこれらに基づく工事の安全な実施
 - （キ）一定の工事エリア内で複数の工事が近接・密集して実施される場合、発注者及び近接工事の元方事業者による工事エリア別協議組織の設置
 - イ 「山岳トンネル工事の切羽における肌落ち災害防止対策に係るガイドライン」に基づく対策の実施
 - ウ 令和6年能登半島地震の復旧、復興工事におけるがれき処理作業の安全確保、土砂崩壊災害、建設機械災害、墜落・転落災害の防止等、自然災害からの復旧・復興工事における労働災害防止対策の実施
- ④ 製造業における労働災害防止対策
 - ア 機械の危険部分への覆いの設置等によるはさまれ・巻き込まれ等防止対策の実施
 - イ 機能安全を活用した機械設備安全対策の推進
 - ウ 作業停止権限等の十分な権限を安全担当者に付与する等の安全管理の実施
 - エ 高経年施設・設備の計画的な更新、優先順位を付けた点検・補修等の実施
 - オ 製造業安全対策官民協議会で開発された、多くの事業場で適応できる「リスクアセスメントの共通化手法」の活用等による、自主的なリスクアセスメントの実施
 - カ 機械等製造者による、機械等を使用する事業者への、リスクアセスメント実施に資する残留リスク情報の提供
- ⑤ 林業の労働災害防止対策
 - ア チェーンソーを用いた伐木及び造材作業における保護具、保護衣等の着用並びに適切な作業方法の実施
 - イ 木材伐出機械等を使用する作業における安全の確保

3 業種横断的な労働災害防止対策

- ① 労働者の作業行動に起因する労働災害防止対策
 - ア 作業通路における段差等の解消、通路等の凍結防止措置の推進
 - イ 照度の確保、手すりや滑り止めの設置
 - ウ 「転倒等リスク評価セルフチェック票」を活用した転倒リスクの可視化
 - エ 運動プログラムの導入及び労働者のスポーツの習慣化の推進
 - オ 中高年齢女性を対象とした骨粗しょう症健診の受診勧奨
 - カ 「職場における腰痛予防対策指針」に基づく措置の実施
- ② 高齢労働者、外国人労働者等に対する労働災害防止対策
 - ア 「高齢労働者の安全と健康確保のためのガイドライン（エイジフレンドリーガイドライン）」に基づく措置の実施
 - イ 母国語教材や視聴覚教材の活用等、外国人労働者に理解できる方法による安全衛生教育の実施
 - ウ 派遣労働者、関係請負人を含めた安全管理の徹底や安全活動の活性化
- ③ 交通労働災害防止対策
 - ア 適正な労働時間管理、走行計画の作成等の走行管理の実施
 - イ 飲酒による運転への影響や睡眠時間の確保等に関する安全衛生教育の実施
 - ウ 災害事例、交通安全情報マップ等を活用した交通安全意識の啓発
 - エ 飲酒、疲労、疾病、睡眠、体調不良の有無等を確認する乗務開始前の点呼の実施
- ④ 熱中症予防対策（STOP!熱中症 クールワークキャンペーン）
 - ア 熱中症のおそれのある作業者の早期発見のための連絡体制の整備等を内容とする改正労働安全衛生規則に基づく措置義務の徹底
 - イ 暑さ指数（WBGT）の把握とその値に応じた熱中症予防対策の実施
 - ウ 熱中症の発症に影響を及ぼすおそれのある疾病を有する者に対して医師等の意見を踏まえた配慮
- ⑤ 業務請負等他者に作業を行わせる場合の対策
 - ア 請負人等が労働者と同じ場所で就業する場合における安全衛生の確保に必要な措置の実施
 - イ 安全衛生経費の確保等、請負人等が安全で衛生的な作業を遂行するための配慮
 - ウ その他請負人等が上記10（1）～10（3）④に掲げる事項を円滑に実施するための配慮

厚生労働省

<https://www.mhlw.go.jp/index.html>



中央労働災害防止協会

<https://www.jisha.or.jp>



職場のあんぜんサイト

<https://anzeninfo.mhlw.go.jp>



●職場の安全、全国安全週間に関する情報は
こちらでも発信しています！

厚生労働省 安全衛生

検索

中央労働災害防止協会 安全週間

検索

●労働基準監督署等への届出は
電子申請が便利です！

帳票入力支援サービス

検索

詳しくは、最寄りの都道府県労働局または労働基準監督署にご相談ください。

厚生労働省・都道府県労働局・労働基準監督署



キャンペーン
実施要綱

STOP! 熱中症

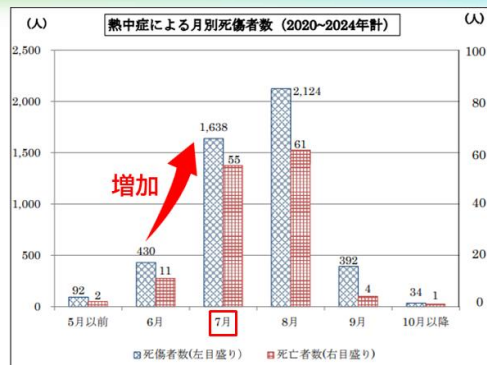
クールワークキャンペーンふくしま



～7月は熱中症対策に重点的に取り組みましょう～

- 令和6年、全国の熱中症による休業4日以上死傷者数は1,257人、うち死亡者数が31人となりました(確定値)。
- 福島県内でも、職場における熱中症による死傷者が2年連続で20人程度発生しています。
- 熱中症による労働災害は、例年その約8割が7月、8月の2ヶ月間に集中して発生しています。
- 特に、梅雨明けを迎え、暑さ指数(WBGT)が急激に上昇する7月には災害発生件数が急増しています。

➡7月はより一層の熱中症対策が求められます。



重点取組期間 **7月** にすべきこと

□ 暑熱順化

暑さに慣れておくと早く汗が出るようになり、体温の上昇を食い止めることができます。暑くなる前に身体を熱中症対策モードにしましょう。



□ 労働衛生教育

7月は熱中症のリスクが高まっていることを含め、熱中症の予防や体調異常者が現れた場合の対応方法などについて重点的な教育を行いましょう。



雇入れ時や新規入場時に加え、日々の朝礼等の際にも繰り返し実施することが重要です。

□ 健康管理

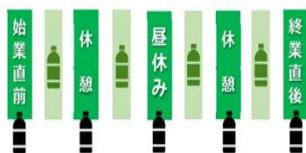
作業開始前の健康状態を確認しましょう。特に、7月からは巡視回数を増やすなど、作業中の健康状態もこまめに確認しましょう。

チェック項目(例)

- 朝食は食べたか
- 体調に異常はないか
- 前日は十分に眠れたか
- 前日に多量の飲酒をしていないか
- 暑熱順化の不足等 など

□ 水分・塩分補給

熱中症予防には、こまめな水分と塩分の補給が重要です。休憩時間だけでなく作業途中にも定期的に水分・塩分を摂りましょう。特に、高齢者はのどの渇きを感じにくい傾向があるため管理者が一斉に水分補給を呼びかけるなどの工夫が必要です。



□ 暑さ指数(WBGT)に応じた対策の強化

7月は気温が急激に高まる時期です。暑さ指数(WBGT)の低減効果を再確認し、必要に応じ追加の対策を行いましょう。

例: 扇風機や換気扇を併用する、休憩場所にシャワー設備を設ける など



暑さ指数(WBGT)が基準値を上回ると熱中症の発生リスクは急激に高まります。

対策を強化しても暑さ指数を(WBGT)を基準値以下にできない場合には、一度作業を中断しましょう。



熱中症予防のポイントは、その日、その場所、その人を守る。自分でする2つのこと。



職場における熱中症対策の強化について

～令和7年6月1日に改正労働安全衛生規則が施行されました～

熱中症による死亡災害の多くが「初期症状の放置、対応の遅れ」を原因としていることを受け、熱中症の発生リスクが高い作業を行わせる場合の措置が新たに事業者には義務付けられました

対象作業

WBGT値28度以上
又は
気温31度以上

の環境下で

連続1時間以上
又は
1日4時間を超えて

実施が見込まれる作業
※業種は問いません

実施事項

① 発見体制の整備

「熱中症の自覚症状がある作業員」や「熱中症のおそれがある作業員を見つけた者」がその旨を報告するための体制を整備してください。

例：職場巡視やバディ制の採用、ウェアラブルデバイス等の活用等

本人からの報告を受けるだけではなく、熱中症の症状がある作業員を積極的に把握するように努めましょう。

② 実施手順の作成

熱中症のおそれがある作業員を把握した場合に、迅速かつ的確な判断が可能となるよう必要な措置の実施手順を作成してください。

③ 関係者への周知

上記①②について、あらかじめ関係者に周知してください。

※関係者には労働者以外にも、一人親方など熱中症のおそれのある作業に従事する者が幅広く含まれます。

<熱中症のおそれのある者に対する処置（②実施手順）の例 フロー図>

※これはあくまでも参考例であり、現場の実情にあった内容にしましょう

熱中症のおそれのある者を発見

作業離脱、身体冷却

医療機関への搬送

回復

医療機関までの搬送の間や経過観察中は、一人にしない。
(単独作業の場合は常に連絡できる状態を維持する)

熱中症が疑われる症状例

【他覚症状】

ふらつき、生あくび、失神、大量の発汗、痙攣等

【自覚症状】

めまい、筋肉痛、筋肉の硬直（こむら返り）、頭痛、不快感、吐き気、倦怠感、高体温等

①返事がおかしい
②ぼーっとしている等

医療機関への搬送に際しては、必要に応じて、救急隊を要請すること。
判断に迷う場合は
【#7119】等を活用し、専門家の指示を仰ぐこと。

<周知方法の例>



【朝礼やミーティングで周知】

件名: 本日はWBGT値が28℃を超える見込みです
皆様お疲れ様です。
本日のWBGT基準値は28℃です。
作業時には充分に気をつけて、水分補給及び休憩をしっかりとお願いします。
体調不良が発生した場合は、フロー図に基づき対応いただき、〇〇さん(000-0000-0000)へ連絡するようにお願いします。
それでは本日もよろしくお願いいたします。



【メールやイントラネットで周知】



福島労働局・労働基準監督署